

再婚時における ライフプランニングの構築

私は2006年8月から「男の離婚相談室」と銘打ち、webサイトを中心に離婚相談を行っています。私が離婚相談業務に本格的に取り組もうと決めた出来事があります。それは、事務機器関連会社の営業担当の男性が漏らした一言でした。「先生、どこか気軽に離婚相談できる場所をご存じないですか。仕事にも影響が出てしまって、もう、心が休まらないのです」。話をお聞きし、いくつかのアドバイスをしました。すると、「心が軽くなったみたいです。また、相談にのってくれませんか」と言い残して、次の訪問先へと向かいました。このような男性に対して役立つもらえるよう、離婚に伴う諸問題について、相談できる場を広く提供したいと考え、私自らの手でwebサイトを作成して、全国対応にて離婚相談を受けられるようになりました。

主だった相談内容としては、

1. 養育費の請求に関するもの
2. 財産分与や慰謝料など、離婚に際しての条件提示に関するもの

図表1 ■ 離婚時における相談者の状況

- 家族構成 / 夫(相談者、小宮太郎・35歳)、妻・和代30歳、長男5歳、二男3歳、義母56歳の5人世帯 *いづれも仮名
- 収入 / 相談者本人の収入 年収830万円 妻 専業主婦 義母 無職
- 支出 / 生活費 家賃12万円を含めて36万円
- 資産 / 太郎 銀行預金300万円 自動車
(年収に対して貯蓄や有価証券等の資産が少ないのは、自営業を営んでいた知人の連帯保証人となり、債権者に500万円を一括返済した経緯や二男がアトピー性皮膚炎を患っていて、出費がかさんだなどの背景がある)
- 保険 / 生命保険・相談者本人(保険金9,000万円、月額保険料4万円)
がん保険・妻(保険金300万円、月額保険料4,000円)
学資保険・長男(月額保険料2万円)
学資保険・二男(月額保険料2万円)
- 離婚の原因 / 性格の不一致が顕著となり、言い争いが絶えなくなっていく、子どもの教育方法や教育方針についても相違点が表面化した。家庭を顧みない夫に対する不満。心ない言葉を口にする妻への不満。話し合いを重ねたが、妻の離婚意思が固く、相談者の夫は止むを得ないと判断し、離婚届に署名押印し、離婚が成立した。
- 離婚時に双方が合意した事項 / 05年2月に、離婚することで合意に至った。妻が子ども2人の親権者となり、監護、教育、養育していくこととなる。養育費は、子ども1人あたり月額10万円。冬季賞与時に50万円を加算すること。養育費とは別立てで教育費用として、大学に合格するまでの塾代や家庭教師依頼代金、私立大学に入学した場合の入学金、授業料の全額を(請求書に基づいて)負担すること。相談者は、離婚当時、子どもには不自由を感じさせたくないという配慮があって、そのように決めたとのこと。財産分与は、相談者の夫が、現金100万円を引越し等に要する費用として受け取り、それ以外はすべて妻に分与された。2人の子どものための学資保険は解約し、解約返戻金も妻が受け取った。子どもとの面談交流は、月に1度、会うこととされた。これらの決定事項についての合意書面は作成されていないが、双方とも不履行に至ることはなかった。

CFP® 認定者・行政書士
松本 仁孝



(まつもと・よしとか) CFP® 認定者。行政書士。1989年関西学院大学法学部卒業。同年大阪府庁に入庁。税務行政、広報、産業政策担当課など歴任。99年不動産会社勤務を経て、01年さくらシティオフィス設立。保険の見直しや住宅相談にとどまらず、離婚や相続などの家事法務、入管業務などを担当。経営承継、知的資産経営報告書の作成支援、FPの視点を交えたリスク管理手法の活用など、経営者支援にも積極的に関与している。日本リスクマネジメント学会正会員。大阪宅建協会支部評議員を務めている。「男の離婚相談室」(<http://www.soudanshitsui.info/>)を開設。

3. 離婚することを決めかねている相談者への判断基準や判断材料の提供に関するもの

などが挙げられます。相談者自身の言い分や相手側の言い分、離婚当事者それぞれが持っている諸事情。それらに加えて、客観的な事実を把握していきながら、「離婚協議書」と呼ばれる合意書を作成するための準備作業を行っていきます。

離婚は、様々に絡み合った感情により、惹起し、複雑化していきますので、相談者の方には、一時的に、できるかぎり、感情を取り除いていただくように努めています。そうしないと、離婚当事者である相談者の方が、自分の主観に偏った主張に終始してしまい、生じている事態を客観視できなくなってしまう恐れがあり、

また、誤った思い込みによって、現状認識をしてしまうといった類のリスクを排除しにくくなってしまいう傾向にあるからです。ですから、相談者の心の状態をニュートラルにしてもらうように配慮しながら、電子メールや電話、ファクシミリや郵便などを駆使して、相談者が求めるものを提供し、提案していくこととなります。電話だけで、相談者との信頼関係が築けるのかと思う

方がいるかもしれませんが。電話相談のメリットは、面談方式よりも相談者が相談事項に集中できる状況になれることが多く、また、電子メールによる相談よりも、相談者が知りたいこと、尋ねたいことに対して即座に回答できるので、相談者の納得度が高まり、理解が深まるように感じています。そういったメリットを、相談者に伝えていくことによって、信頼を得ることができるものと考えています。

「離婚時の合意事項を履行し、再婚後の家計を維持したい」

さて今回は、FPの視点が大いに活かされた事例である、「再婚時におけるライフプランニング(人生設計提案)の構築」についてご紹介したいと思います。

相談内容

相談者の小宮さんは05年2月に離婚が成立している(図表1参照)。離婚から3年後の08年4月に、社内の人事異動により営業所長に昇格した。同年6月ごろ、営業所に入出入りすることが多かったです。ですから、相談者の心の状態をニュートラルにしてもらうように配慮しながら、電子メールや電話、ファクシミリや郵便などを駆使して、相談者が求めるものを提供し、提案していくこととなります。電話だけで、相談者との信頼関係が築けるのかと思う

離婚時に、前妻との間で合意した事項を履行していきながら、再婚してから家計が継続して成り立っていくのかどうか。そのために必要となるマネープランを含めたライフプランニングを、どのように設計していけばいいのか。その方策や知っておくべきことを聞いておきたいというのが、相談の趣旨であった。

提案内容

- 1 小宮さんが購入している生命保険商品について、保険金額を半分程度に圧縮してみてもどうか。自分が死亡した際に、2人の子どもの困らないようにと、購入した生命保険商品であることは理解できるが、横田さんや将来生まれるであろう子どものことも考慮して、月額保険料の負担を軽減させ、その代わりに、軽減された分を貯蓄額の一部に充ててみてはどうだろうか。
- 2 本来は勤務先の会社が負担すべき営業経費を自己負担することが多い状況や、部下との飲食費を負担することが多いことは理解できるが、貯蓄することへの認識が不足しているようだ。浪費しているかどうか、チェックする必要がある。
- 3 年収のわりに、貯蓄額が少ない。貯蓄性向を高めるために、そして、新たな家庭を築いていく分のことや老後資金のことも考慮して、給与から天引きされる財形貯蓄制度などを活用していくことを考えてみてはどうか。また、銀行の普通預金を主として活用されているようだが、証券会社のMRFなど利回りの良い商品の活用を検討してみるのもよい。
- 4 「養育費算定表」を使って、簡易な養育費の計算方法を知っておいてほしい。横田さんとのあいだに子どもが生まれた際には、今現在は、その気がなくても、養育費の減額理由となることを、頭の隅に入れておくことにも、留意してほしい。
- 5 教育費用として、合意されている塾代や私立へ通った場合の入学金、授業料などの全額負担について、その負担割合を下げることを、前妻と話

し合ってみてはどうか。例えば、長男が私立大学の医学部に入学することを想定すると、たちまち、家計への圧迫材料になる。無条件で支払うのではなく、ある一定の限度額を設定して、負担していくことは考えられないか。

- 6 前妻との取り決めによる負担額に相当する部分については、必ず家計と切り離して資金管理を行うべきだと考えるがどうか。
- 7 書面による合意書を作成しておいたほうが良いと考えるがどうか。前妻にとっても、悪い話ではないはずだが、どのように考えているのか。

プランニング作成をアドバイス

以上は主な提案内容ですが、相談者本人の意思が最大限尊重されなければならないことは、論を待たないことです。押し付けがましく提案することは、厳に慎まなければならないと考えています。

提案した後も、小宮さんの子どもたちに対する思いに変化は見られません。「2人の子どもには、申し訳ないと思っています。自分自身が反省すべき点多々あり、離婚という結果になってしまいましたが、子どもには、まったく関係のない話です。立派に育っていくことを、父親として助けてやることは当然のことだと考えていますし、できるだけことはしてあげたい。その気持ちは、たとえ再婚して、子どもが生まれてきたとしても、薄れることはないと思います。2人の子どもへの愛情については、静香も心から理解してくれています。そうでなければ再婚を考えなかったでしょう。提案していただいたことを参考にして、今度は自分自身でプランを作成して、確認してみます」とのことでした。

1週間もたたないうちに、小宮さんから電話連絡が入りました。内容は、合意書を作成したいので、たたき台と

図表 2 ■ 再婚時における相談者の状況予測

- 家族構成 / 夫・小宮太郎 (38歳)、妻・静香 (31歳) の2人世帯
*いずれも仮名
- 収入 / 太郎・年収980万円、静香・年収390万円
- 支出 / 生活費・1月あたり 家賃8万円を含めて23万円
- 資産内容 / 太郎・銀行預金300万円
静香・銀行預金450万円、外貨預金5,000米ドル
- 生命保険 / 太郎・保険金9,000万円 (月額保険料40,000円)
静香・保険金1,500万円 (月額保険料12,000円)
- その他 / 離婚時の前妻との取り決め事項による支払額
年間養育費290万円 + 年間教育費用額 (最大見積額250万円を想定)。なお、相談時において、教育費用の請求はないとのこと。自動車購入費用として200万円、引っ越し費用100万円を想定。転勤が多いため、持ち家を購入するつもりはない。将来的には、子どもが欲しいと考えている。静香さんは、子どもが生まれても働き続ける意向。キャッシュフローは確保できているが、貯蓄額の増加が課題と判断した。

しての素案作成と、留意事項をまとめたものを郵送してほしいという依頼でした。養育費とは別立てになっている教育費用相当分についての負担軽減を中心として、合意書の素案を作成し、郵送しました。その素案をたたき台として、小宮さん自身の手で作成した合意書を、ファクシミリで送信してもらい、チェックしました。

「父は教育費用に相当する額について請求金額の7割を負担するものとする。ただし、不足が生じた場合には諸事情を考慮し双方協議のうえ父が負担することを妨げない」

私の素案では5割負担としていましたが、前妻の和代さんも、よく折り合いをつけてくれたと思いました。再婚したとしても、今後とも小宮さんが子どもたちの教育をお金の面からも支え続けるといった思いが伝わったのだと感じました。

最後に

離婚相談業務を行うに際しては、その相談依頼の内容が法律的問題点のみに終始している場合には、提携している弁護士などの法律の専門家の方を紹介するなど、ネットワークを持つておくことが、必要になると考えられます。離婚問題を突き詰めていけば、心の問題であることも多く、そこにお金絡んできますので、多少複雑な問題だと感じられるかもしれません。

「金銭や感情でからまった糸。その糸をほどいていくことが、解決策への糸口となる」。そのようなことを念頭に置きながら、日々の離婚相談業務に携わっています。

FP